

# 消費税法改正に伴う金額改定のお知らせ

2019年9月  
テニスクラブ大井ファミリー

日頃より、大井ファミリージュニアスクールをご利用いただき誠にありがとうございます。

さてこのたび消費税法が改正され、2019年10月1日より

消費税が8%から10%に引き上げられることとなりました。

これにより、2019年10月1日以降に引き落としとなる、受講料は新税率の10%で計算された金額にてご請求させていただきます。

何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお受講料は今まで通り変更ありません。

10月4日引き落としの受講料より以下の通り変更させていただきます。

	月会費 (税抜)	旧料金 (8%税込)	新料金 (10%税込)
J 1	¥5,000	¥5,400	¥5,500
J 2	¥7,000	¥7,560	¥7,700
J 3	¥8,400	¥9,072	¥9,240
F u (週 2)	¥12,000	¥12,960	¥13,200
P (週 3)	¥21,600	¥23,328	¥23,760

※複数受講や兄弟割引、PクラスのTPPやP会員もすべて、新税率の適用となります。